

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行
第 8 章 借入れによる補てん金の返納 1. <削除> 2. 補てん金の返納 <u>平成 21 年度から令和元年度までの間に、借入による補てん金の返納を求められた生産者は、返納が完了するまでは、次年度以降の基本契約及び数量契約を締結できない。</u> (1) <u>未返納者が畜産経営をその親族に譲渡した場合、譲受人が返納を完了する</u>	第 8 章 借入れによる補てん金の返納 1. 確認書の提出 契約未継続または契約数量が前年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を提出する。 (1) 合理的な理由とは、廃業または他基金への(一部)変更、飼養規模の縮小とする。 (2) 廃業の場合は廃業証明書、他基金との契約に(一部)変更した場合は、契約した他基金の契約書の写しを添付する。 (3) 畜種変更によって基金契約数量が 80%以下となる場合は、 ア. 1 頭当たりの当該畜種の標準飼養給与量から計算して合理的な場合、合理的な理由と認める。 イ. 確認書の「Ⅱ数量減少の場合 1. 規模縮小のため」の欄に、畜種及び飼養頭数の変化内容を記載する。 2. 補てん金の返納 契約未継続または契約数量が前年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由によらない場合および確認書の提出がない場合は、借入による補てんを行った直近 2 年度の補てん金のうち借入相当額の返納を求めるとともに、<u>返納があるまでは次年度以降基金に加入できない。</u> (1) <u>1 号会員は 7 月末までに、契約未継続または契約数量が前年度対比 20%</u>

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行
<u>までは、次年度以降の基本契約及び数量契約を締結できない。未返納者が法人化により名義変更した場合も同様に締結できない。ただし、未返納者が廃業や倒産し、第3者に事業譲渡した場合は、この限りではない。</u> <u>(2) 1号会員は、未返納者が畜産経営の親族への譲渡等により名義変更を行った場合及び、廃業・倒産した場合は、速やかに基金に通知する。</u> <u>(3) 基金は、毎年12月末までに未返納者リストを更新し、1号会員を通じて単協等に通知する。<u>未返納者が(2)による名義変更を行った場合は、リストの名義も更新する。未返納者が廃業し、事業承継を行っていない場合はリストから削除する。</u></u>	<u>以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出がない生産者の氏名と契約数量を基金に通知する。</u> <u>(2) 基金は9月中旬までに、全農基金・畜産基金・商系基金の合計契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出に応じない生産者に対し、1号会員～単協を通じて返納を依頼する。返納金の基金への納入期限は11月末とする。</u> <u>(3) 基金は3基金の返納要請に応じなかった生産者の氏名を、1号会員を通じて単協等に通知する。</u>